

## 社会福祉の対象規定について：古川孝順の論考

### On the Subject of Social Welfare: Furukawa's View

吉村 公夫

Kimio YOSHIMURA

前稿で社会福祉が対象とする生活問題について取り上げた。対象を生活問題と規定する研究者の系譜と其中での、副田義也と古川孝順の生活問題に関する論考を取り上げた。<sup>1)</sup>特に古川的生活問題類型について詳しく見てみた。その際主に検討したのは、古川孝順、庄司洋子、定藤丈弘著『社会福祉論』有斐閣、1993年に、第4章として所収されている「社会福祉の対象(1)―生活問題の視点と枠組」(以下、「93年論考」と呼ぶ)である。その後の古川は、社会福祉の対象論議に関して、新しい展開を試みている。そして、その展開はある程度完結した論としてまとまったと言える。本稿では、古川孝順の社会福祉の対象論のその後の展開を後付け、その特徴を検討することを企図する。

#### 1 93年論考

93年論考では、生活問題を、生活危険、生活不能、生活障害の3つの類型に分けている。

生活危険とは、何らかの事情でそれまで維持されてきた生活水準が維持できなくなった事態、一般には事故と言われる状況をさす。失業、老齡、疾病、労働災害、寡婦、育児などである。この生活危険に対応する施策は、社会保険である。

生活不能とは、「生活危機(ママ)」(生活危険)が長期化やその他の事情によって、最低生活水準、さらには生命の維持・再生産が不可能になる水準の場合をさす。対応する施策は公的扶助である。

生活障害とは、生活者本人や家族、地域社会が、身体的、生理心理的、社会経済的、政治文化的などの生活阻害要因(具体的には、住居の貧困、浮浪、不品行、幼弱、高齡、疾病、心身の障害、非行、ひとり親、女性の就労、過密、独居、生活環境施設の不備、低劣な社会的・文化的環境など)が、「生命や生活のよりよいかたちでの維持・再生産を脅かしている状態」を意味している。

この生活障害に対する施策は社会福祉である。

3つの生活問題類型とそれへの施策は、

生活危険——社会保険

生活不能——公的扶助

## 生活障害——社会福祉

と述べている。

この社会福祉が対応する生活障害を、さらに5つに分類している。①生活基盤の障害、②生活能力の障害、③生活関係の障害、④生活環境の障害である。

- ① 生活基盤の障害は、住宅環境をめぐる問題であり、従来の貧困に連累する住宅問題では、例えば、ひとり親世帯への母子寮の設置や公営住宅への優先的入居など。近年では、住宅内部での車椅子利用などの質的整備という問題。
- ② 生活能力の障害は、心身の能力の低下、未成熟、低位性によって、社会的に生み出されてくる障害である。
- ③ 生活関係の障害は、家族内の生活関係の障害と家族外的生活関係の障害の2つに分けられ、前者の家族内の生活関係の障害は、さらに2つに分かれ、構造的な障害と機能的な障害に。前者の例としては、ひとり親家族の生活困難、後者はアルコール依存症や虐待や子の不登校など。家族外的生活関係は、近隣関係、社会的関係、学校・職場関係の3つに分けられる。近隣関係では、独居高齢者の社会的孤立や近隣への無関心が、近隣社会における生活関係を不安定にして様々な困難を生み出している。社会的関係には、あそび仲間集団の不在は社会的関係の経験不足をもたらし、学校でのいじめや暴行に。学校・職場関係については、それと家族・地域社会との関係が転倒した関係になっている。壮年期の会社付け生活や退職後の粗大ゴミ化現象のように。
- ④ 生活環境の障害も、さらに分類される。a 自然的・地理的環境の障害、b 生活環境基盤の障害、c 社会文化的環境の障害に。はじめの例では、子どもの遊び場不足、次のは、社会福祉施設も含めた、地域における生活基盤の施設の不足、3つめの例は障害者や外国人への偏見や差別、一部地域や夜間の治安の悪化があがっている。

生活障害を分類した項目だけを抜き出すと、

生活基盤の障害

生活能力の障害

生活関係の障害

家族内の生活関係の障害

構造的な障害

機能的な障害

家族外的生活関係の障害

近隣関係の障害

社会的関係の障害

学校・職場関係の障害

生活環境の障害

自然的・地理的環境の障害

生活環境基盤の障害

社会文化的環境の障害

に分けられている。

こうした生活問題の類型の分類を、その後、古川孝順、松原一郎、社本修編集『社会福祉概論-これからの社会福祉①』有斐閣、1995年に、第4章として入っている「社会福祉の対象―問題とニーズ」（以下、「95年論考」と呼ぶ）で、「総体的な水準においても、また個別的な水準においても、生活問題をより具体的かつ全体的に把握するためには、このような切り口から分析することも1つの方法であろう」とまとめられている。<sup>2)</sup>

## 2 95年論考

95年論考のテーマは、章の題目にあるように、社会福祉の対象についての説明である。しかし、その方向は、その章の最後の節のタイトルのおおりに、「対象論の再構成」である。

95年論考で、古川は、孝橋正一の社会的問題規定や一番ヶ瀬康子の生活問題規定を始めとする対象規定の議論を、「…問題状況の形成の過程や内容をその担い手のもつ社会経済的、政治的、文化的、自然的などの諸条件に留意しつつ把握しようとするものであった」とし、それに対して、「…対象となる状態像の実態的、具体的な把握を重要視する福祉ニーズ論」が存在すると述べている。

そこで、まず、岡村重夫の対象論議を取り上げ、人間の基本的欲求と社会生活の基本的欲求の区別など、対象論の再構築には示唆的と論じている。<sup>3)</sup>次に、三浦文夫の福祉ニーズ論を取り上げ、最後に、三浦の福祉ニーズ論は、問題発生の原因なり条件の追求を欠落させた論と指摘している。さらに、三浦の福祉ニーズ論を継承したものとして、京極高宣の福祉ニーズ論を取り上げる。京極の福祉ニーズと福祉需要の関係に疑問が残ることと、福祉ニーズそのものの展開が不十分と指摘する。

岡村、三浦、京極らの対象論議を、「状態論中心の対象論の系譜」と位置付け、孝橋、一番ヶ瀬らの論議を、「原因論中心の対象論の系譜」と名づけ、後者は、「…総論的にすぎ、政策分析には効果的であっても、事業実施や実践活動の水準では有効性に乏しい」、前者は逆に「政策分析にたいして有効性に乏しい」と論評する。このことから、原因論と状態論を結合するという議論に進む。

結合するにあたっての前提として、3つあげる。第2点目として、生活問題は労働問題の規定を受ける側面をもつが、「労働問題とは基本的に区別された意味での生活問題の枠組みを前提にする」とする。第3に、「生活ニーズから出発させ、生活問題の内容を福祉ニーズとして把握する」とする。

「人びとの生命や生活の維持・再生産のシステムに直接的に関わる生理的・人格的・社会的ニ

ーズ」を「生活ニーズ」と呼ぶ。この「生活ニーズの不充足やより高次の充足にたいする願望からうみだされてくる社会的期待」を「生活保障需要」と呼ぶ。そして、「福祉ニーズとは、そのような生活保障需要を背景に、そこから抽出され、措定されたものである」と。<sup>3)</sup>

さらに、「広く所得保障、医療保障、そして社会福祉から構成される生活保障システムの対象となるニーズとその形成過程は、生活ニーズ→(生活ニーズの不充足や不十分な充足)→生活保障需要(所得保障・医療保健需要・福祉需要)→生活保障ニーズ(所得ニーズ・医療ニーズ・福祉ニーズ)として定式化されることになろう」と述べている。<sup>4)</sup> また、「福祉ニーズは所得ニーズ、医療ニーズとともに生活保障ニーズの一部分である。これら3通りのニーズは相互に重なり合い、浸透し合う関係にある」<sup>5)</sup>と。

ただ、その前の箇所では、「福祉ニーズの存在は、その生命や生活の維持・再生産が脅かされている状態にあることを意味している。人びとがその生命や生活の維持・再生産を他者に依存する状態、あるいは人びとの自立が脅かされ、損なわれている状態を意味しているといつてよい」<sup>6)</sup>とも述べている。

この箇所は、前のところで、生活ニーズから、生活保障需要を導き、さらにそこから福祉ニーズを導いてきた関係を、棚上げして、福祉ニーズを生活ニーズと同じものと理解される誤解に導きおそれがある。

福祉ニーズの形成過程は、「生活を取り巻く外部環境を形成する諸条件と個人や家族という生活主体のもつ諸条件との両面から解明されなければならない」と指摘している。前者が原因論中心の対象論の系譜で指摘されてきたこと、後者は、「生活を一定の水準と様式において維持し、再生産していこうとする意欲と能力、そしてそれらを支え、あるいは方向づけるように作用する個人や家族のもつ身体的、精神的、経済的、社会的などの諸条件」<sup>7)</sup>と述べている。この後者の「諸条件の側から論じる視点と方法が」、援助過程と結び付ける場合に重要と指摘している。

### 3 2003年論考

前述の古川の「福祉ニーズ論」は、古川孝順著『社会福祉原論』誠信書房、2003年に所収の第5章「社会福祉の対象」(以下、「03年論考」と呼ぶ)において、すこし詳しく展開されている。

95年論考で、生活ニーズと位置付けられたものを、この03年論考では、「一般ニーズ」と名づけている。そして、この一般ニーズの中でも、「①充足の有無が直接的に生命と活力の維持・再生産に関わっている、②充足が社会関係や社会制度との関わりのなかで行われる、という2つの条件を充たすものを生活ニーズとよぶことにしたい」<sup>8)</sup>と述べている。

「生活者の生命や活力の維持再生産に不可欠とされる生活ニーズが通常の自助努力の水路によって十分に充足されえないところに形成される」ものを、「生活支援ニーズ」とする。「不充足の状況にある生活ニーズであり、その充足のために何らかの支援が必要とされる状況にある生活ニーズ」のうち、「社会的な生活支援サービスが必要とされる部分が」、「社会的な生活支援ニーズ」

であり、「社会福祉の直接的な対象である福祉ニーズはさらにその一部分」<sup>9)</sup>として位置付けている。

生活支援ニーズの形成要因としては、2つに分けられている。1つは、生活環境的要因、もう1つは生活者の主体的要因である。

生活環境的要因には、3つあげられている。物質的生活環境要因、社会的な生活環境要因、さらに社会的な生活環境を構成する派生的、第二次的な社会的施策・制度である。<sup>10)</sup>

物質的生活環境要因としては、「公害による大気汚染や水質の汚染、薬品公害や食品公害、過疎や密住、寒暑や干ばつなどの自然的条件、道路の狭隘や段差」をあげ、これらから、「疾病、障害、健康の破壊、飢餓」が生活支援ニーズを形成すると。

社会的な生活環境要因には、「現代社会のマクロシステムとしての社会システム、経済システム、政治システム、文化システム」があり、これらが直接的間接的に生活支援ニーズの形成に関係すると。具体的には、「少子高齢化にともなう人口構造や家族構造の変化、経済的不況、人権侵害、差別や偏見」などが要因としてあげられている。

派生的、第二次的な社会的施策・制度として、8つあげられている。①生活の基盤になる社会的な集団や組織、②生活の基盤となる所得を確保するために関係をもつ組織、③人びとの都市的生活を支えるために必要とされる共同消費手段、④健康や生活力（労働力）を保全するための施策・施設、⑤生活力（労働能力）の資質や技術の向上のための施策や制度、⑥生活の質・利便性を確保するために利用する交通・通信手段、⑦生活の質を高めるために利用する文化・娯楽施設、⑧生活を支援する施策・制度。これらの施策や制度が、欠損していたり、量的不足だったり、低品質だったりして十分に機能しない場合や生活者のもつ個別的条件のために適切に利用できない場合に、生活支援ニーズが形成される傾向があると。

2つめの大きな柱である生活者の主体的要因には、生命—身体システム、人格—行動システム、生活関係—社会関係システムという3つのシステムがあげられている。<sup>11)</sup>

1つめの生命—身体システムでは、「生活者の年齢、性差、機能などの要素は幼弱、高齢、性差別、損傷などの状況を介して」要因になる。具体的には、児童虐待、高齢者虐待、生活能力の障害。

次の人格—行動システムは、具体的には、ひきこもり、非行行動などで、「生活者のもつ人格（パーソナリティ）のありようや精神的状況、非社会的あるいは反社会的な行動様式」が生活支援ニーズを形成する要因であると。

最後の生活関係—社会関係システムでは、「生活者の配偶者、子、親、きょうだい、親族、仲間などとのあいだに取り結ぶ私的で緊密な人間関係である生活関係は情緒的な色彩をもつ紐帯、相互の関係で」、この生活関係の欠落や不調が、生活支援ニーズを形成する。また、社会関係は生活関係の外側に形成される関係で、その社会関係の欠落や不調が、独居や孤立などを通じて生活支援ニーズを形成するとする。

こうした生活支援ニーズのなかで、福祉ニーズは、「人びとの生活における一定の困難や不全、不調、欠損、総じていえば生活障害にかかわっている」。より具体的には、「生活機能不全、生活能力不全、生活関係-社会関係の不全をその内容とする」<sup>12)</sup> 述べられている。

これらの3つの不全のうち、はじめの生活機能不全は、「生活主体の内部システムのうち、生命-身体システムにかかわる障害ないし不調で」、次の生活能力不全は、「人格-行動システムにおける障害や不調」、3つめの生活関係-社会関係の不全は、「親子関係の欠落や不調、それにとともなう児童や高齢者の遺棄や虐待、友人関係の不調に関わる不登校、非行、社会関係の欠落や不調にとともなう社会的孤立、路上生活などの状況にかかわっている」<sup>13)</sup> とまとめられている。

#### 4 若干のコメント

この03年論考でのニーズ論は、95年論考で展開した、生活危険、生活不能、生活障害、さらには生活障害の中の12の分類を、「生活を取り巻く外部環境を形成する諸条件」と「生活主体のもつ諸条件」の2つの柱によって整序し、項目間の関係性を、生活ニーズ、生活支援ニーズ、福祉ニーズという階層性、集合関係を持ち込むことで、整理し、分かりやすくしたと言える。

#### 註

- 1) 拙稿「生活問題についての考察(その2)」、名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第2号所収、2004年1月発行、参照。
- 2) 古川孝順「第4章 社会福祉の対象-問題とニーズ」、古川孝順、松原一郎、社本修編集『社会福祉概論-これからの社会福祉①』有斐閣、1995年所収、p. 84。
- 3) 同書、pp. 85~6。
- 4) 同書、p. 91。
- 5) 同書、pp. 92~93。
- 6) 同書、p. 92。
- 7) 同。
- 8) 古川孝順著『社会福祉原論』誠信書房、2003年、p. 126。
- 9) 同書、pp. 127~8。
- 10) 同書、pp. 128~9。
- 11) 同書、p. 129。
- 12) 同書、p. 135。
- 13) 同。

#### 参考文献

- 1 孝橋正一著『続 社会事業の基本問題』、ミネルヴァ書房、1973年。
- 2 古川孝順著『社会福祉学序説』、有斐閣、1994年。
- 3 古川孝順著『社会福祉の運営』、有斐閣、2001年。
- 4 古川孝順著『社会福祉学』、誠信書房、2002年。
- 5 古川孝順著『社会福祉原論』、誠信書房、2003年。